

平成 29 年 4 月 1 日 改正

東京新潟県人会会則

〒110-0005 東京都台東区上野 1 丁目 13 番 6 号

東京新潟県人会

電話 03-3832-7619

FAX 03-3832-7639

東京新潟県人会会則改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東京新潟県人会と称する。

(本部)

第2条 本会は、事務所を一般財団法人東京新潟県人会館内に置く。

(会員)

第3条 本会は、新潟県出身者（以下、「個人会員」という）、その縁故者、新潟県出身者を主な構成員とする団体及び新潟県出身者が役員を勤める企業をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は一般財団法人東京新潟県人会館及び地区県人会・郷人会との連携を密にして会員相互の親睦と福祉の増進及び新潟県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟県、地区県人会及び郷人会等との交流。
- (2) 文化、教養及び親睦等の行事。
- (3) 会報の発行。
- (4) 会員の慶弔、功労者・篤行者の顕彰。
- (5) その他必要と認める事業。

第2章 会計

(運営費)

第6条 本会の運営費は、会費、催事会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(年会費)

第7条 本会の会費は、個人会費と団体会費とし、年会費は別に定める。

2 年会費の改定は総会の議決を要する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 参事 若干名

(役員を選出・任期)

第10条 役員は、次の手続きによって選出する。

- (1) 会長・副会長・監事は、個人会員の中から総会の議決によって選出する。
 - (2) 常務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
 - (3) 理事は、個人会員の中から会長が委嘱する。
 - (4) 参事は、地区県人会・郷人会の推薦により会長が委嘱する。
- 2 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。役員欠員に伴って就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
会長は、会務に関する重要事項については、常務理事会又は理事会の承認を得なければならない。
- (2) 副会長は、正副会長会の構成員として会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。代行者は副会長の互選による。
- (3) 常務理事は、常務理事会を構成し、常務理事会の議決に参画する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、理事会の議決に参画する。
- (5) 監事は、本会の収支に関する監査を行い、総会に報告する。
- (6) 参事は行事を補佐し、理事会に出席し意見を述べることができる。

第4章 名誉会長・名誉顧問・常任顧問・顧問・相談役・名誉会員

(名誉会長・名誉顧問・常任顧問及び相談役)

第12条 名誉会長及び名誉顧問、常任顧問は、会長の推薦により、総会の議決を経て、若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、常務理事会の議を経て、若干名置くことができる。

(名誉会員)

第13条 本会に、名誉会員を置くことができる

名誉会員は、本会の功労者及び学識経験者から、会長の推薦により、常務理事会の議を経て置くことができる。

第5章 総会・理事会・常務理事会・正副会長会

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、理事会、常務理事会及び正副会長会とする。

(総会)

第15条 総会は、毎年5月に開催する定時総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

- 2 総会は、予算の議決・決算の承認に関する事項、会則の制定・変更に関する事項及び会長が総会に付することを相当と認めた事項を審議する。
- 3 総会は、会長がこれを招集し議長となる。
- 4 総会の議決は、出席個人会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長から承認を求められた本会の会務に関する重要事項について審議する。

2 理事会は、会長が招集し議長となる。

3 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(常務理事会)

第17条 常務理事会は、会長から承認を求められた本会の会務に関する重要事項について審議する。

2 常務理事会は、会長がこれを招集し議長となる。

3 常務理事会の議決は、出席常務理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(正副会長会)

第18条 正副会長会は、会長及び副会長により構成し、本会の通常会務に関し審議する。

2 正副会長会は、会長が招集し議長となる。

3 一般財団法人東京新潟県人会館の理事長は、正副会長会に出席し意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 本会に事務局を置く。

2 事務局職員は、会長の指示、命令に従い、本会の事務を行う。

3 事務局の組織及び運営についての細則は別に定める。

第7章 委員会・部会・同好会

(委員会、部会)

第20条 本会は、会長の会務の執行を補佐して、第4条、第5条の目的及び事業を円滑に推進するために次の委員会及び部会を設ける。会長が必要と認めたときは特別委員会を設置できる。細則は別に定める。

(1) 委員会

①総務委員会

②財務委員会

③文化委員会

④組織委員会

⑤広報委員会

⑥女性委員会

(2) 部会

青年部

(同好会)

第21条 本会に常務理事会の承認を得て同好会を置くことができる。細則は別に定める。

第8章 改正

(改正)

第22条 この会則の改正は、総会の議を経て行う。

付則

この会則の改正は、平成29年4月1日より施行する。

会則制定後の改正

昭和26年3月7日制定	昭和51年5月28日改正	平成14年9月6日改正
同37年5月24日改正	同56年5月28日改正	同16年5月22日改正
同40年1月27日改正	同58年5月16日改正	同19年5月19日改正
同43年5月29日改正	同60年5月13日改正	同20年5月17日改正
同44年5月27日改正	平成6年12月5日改正	同24年5月19日改正
同46年5月27日改正	同9年5月23日改正	同29年2月25日改正
同49年5月22日改正	同12年12月8日改正	

平成 22 年 8 月 19 日改正

東京新潟県人会 年会費規則

第 1 条 会則第 7 条による年会費は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 年会費は、次のとおりとする。

1. 個人会費

(1) 本 部 会 員	5,000 円
(2) 相 談 役	30,000 円
(3) 名 誉 会 員	10,000 円
(4) 役 員	
① 会 長	100,000 円
② 副 会 長	50,000 円
③ 常 務 理 事	30,000 円
④ 理 事	10,000 円
⑤ 監 事	30,000 円
⑥ 参 事	8,000 円

2. 団体会員

(1) 市 町 村	50,000 円
(2) 地区県人会・郷人会	10,000 円
(3) 職 域 ・ 同 窓 会	10,000 円
(4) 企業及び事業経営者	20,000 円

第 3 条 年会費は、会報の年間購読料を含むものとする。

東京新潟県人会委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、東京新潟県人会（以下「本会」という）の会則第20に基づいて設置された委員会の運営を円滑にするため、委員会の権限、組織及び議事手続等について定めるものである。

(権限組織)

第2条 委員会は、次の所管事項について、会長の諮問に対し答申すること及び自ら必要と認める事項を審議し、その結果を会長に報告することを職務とする。

- (1) 総務委員会 会則等の改正等本会の総務に関する企画立案。
- (2) 財務委員会 財務の健全化等に関する企画立案。
- (3) 文化委員会 文化活動に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、文化活動を行う。
- (4) 組織委員会 会員の増強等組織に関する企画立案。
- (5) 広報委員会 広報に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、広報活動を行う。
- (6) 女性委員会 文化、社会福祉に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、文化、社会福祉活動を行う。

(組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員をもって組織する。
2 委員の選任は、正副会長会の審議により、会長が委嘱する。
なお、常務理事は、いずれか1つの委員会の委員となる。

(議案・議決)

第4条 議案は、会長又は委員長が提出する。
2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が委嘱する。

(副委員長・副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

付則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。